

県立障害者支援施設における身体拘束の実施状況（拘束種別毎）

拘束種別： やむを得ず、車いすやベッドに拘束帯等で拘束する

実施月： 令和5年5月の実施状況

拘束時間： 未記入は未実施、A=30分未満、B=30分以上1時間未満、C=1時間以上4時間未満、D=4時間以上8時間未満、E=8時間以上24時間未満、F=24時間

No.	実施日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
1	拘束時間	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	
	取組状況	<p>ベッドで過ごす際、激しく身体を上下左右に動かすことがある。その際に、導尿カテーテルが捻じれて、閉塞することがあった。適切な排泄管理を行いながら、ベッド拘束帯の使用を最小限にする為、就寝時以外は、車いすで過ごすことを優先している。本人の様子を細目に観察し、変化に留意していく。</p>							<p>ベッド抑制帯を解除すると上半身を激しく揺さぶる様子があり、導尿カテーテルが閉塞することがある。閉塞によってカテーテル内が汚れ泌尿器系疾患となる危険性があることから、今後も健康に配慮しながら身体拘束の廃止に取り組む。</p>							<p>ベッド抑制帯解除後、うつ伏せの姿勢になったり、体を跳ね上げる動きがあり、度々、カテーテルが閉塞する。排泄管理、衛生管理に配慮し、就寝中のみに限定して対応している。日中は、車いすで過ごすことを優先して、対応する。</p>							<p>ベッド抑制帯解除後、自らうつ伏せになっている。その際、導尿カテーテルが捻じれて閉塞することがあった。これまでも泌尿器科疾患を繰り返しており、カテーテルについて、清潔に保ち、閉塞させないような支援に留意し、適正に管理するよう、医師から指導があった。今後の健康面に配慮しながら、行動制限解除の取組みを進める。</p>									
2	拘束時間																															
	取組状況	<p>必要な場合を除き、車いすのベルトは、使用していない。</p>							<p>必要な場合を除き、車いすのベルトは、使用していない。</p>							<p>必要な場合を除き、車いすのベルトは、使用していない。</p>							<p>必要な場合を除き、車いすのベルトは、使用していない。</p>									
3	拘束時間																															
	取組状況	<p>ベルトを使用することなく、安全に過ごした。</p>							<p>ベルトを使用することなく、安全に過ごした。</p>							<p>ベルトを使用することなく、安全に過ごした。</p>							<p>ベルトを使用することなく、安全に過ごした。</p>									

No.	実施日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
	拘束時間	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E
4	取組状況	5月1日、6日の昼に発作があり自己制御できない体動があった。骨折等の怪我から保護するため、園内で検討のうえ抑制帯を使用した。夜間帯については、身体拘束の解除に向けた検討を続けている。							5月9日、園内会議において抑制帯を使用する時間を短縮できないか検討を行ったが実施には至らず、各ユニット会議で意見を募ることとした。引き続き解除に向けた検討を続けている。							5月15日の早朝に発作があり、抑制帯を使用した。これまでは、昼間の発作が多く、起床時に発作があったのは初めてであった。身体拘束の解除に向けた検討を続けている。							5月28日・29日は、日中に発作があり、抑制帯を使用した。24日の園内会議において、各ユニット会議で出された意見を集約し、夜間抑制帯の使用時間を短縮できないか検討した。発作の際、怪我をする危険性を考慮し、夜間のオムツ交換時に解除することから始めていくこととした。今後は段階を経て抑制帯の使用時間を減らしていく。									

県立障害者支援施設における身体拘束の実施状況（拘束種別毎）

拘束種別： やむを得ず、手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける

実施月： 令和5年5月の実施状況

拘束時間： 未記入は未実施、A=30分未満、B=30分以上1時間未満、C=1時間以上4時間未満、D=4時間以上8時間未満、E=8時間以上24時間未満、F=24時間

No.	実施日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
1	拘束時間	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	
	取組状況	ミトン解除中、陰部を強く掻き壊す自傷が続いている。長時間に渡る出血を伴う受傷となっており、怪我の潰瘍化の恐れがある。傷の保護をしながら「本人の好む音楽や散歩」「日中活動」を通して、ミトン使用の軽減の取組みを継続する。							ミトン解除中、陰部を強く掻き壊す自傷が続いている。長時間に渡る出血を伴う受傷となっており、怪我の潰瘍化の恐れがある。傷の保護をしながら「本人の好む音楽や散歩」「日中活動」を通してミトン使用の軽減の取組みを継続する。							ミトン解除中の取組みとして、「自分の手でお菓子を食べる」ことを継続している。摂取中、これまで見られなかったズボンの中に手を入れて下半身を掻く行為があった。出血を伴う受傷となる危険性があるため、さらに注意して見守りを行っていく。							ミトン解除中の取組みとして、手にタオルを持って散歩をしている。最近の取組みでは、ほとんど自傷行為は見られなかったが、ズボンの中に手を入れて下半身を強く掻く行為が続いている。出血を伴う受傷となるので、様子を見ながら行動制限の解除に取り組む。									
2	拘束時間	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	
	取組状況	ミトン解除中、右手首にある傷跡を掻いて出血することが続いている。傷が複数箇所あるため、傷の保護をしながら自傷を防止し、ミトン使用の軽減に取り組む。							ミトン解除中、右手を口に近づけて親指にある傷跡を噛もうとする。5月12日に傷跡を噛み出血を伴う深い傷を負った。治療を優先するため、職員が見守りながら、傷の保護に努める。							12日の自傷行為以降、治療を優先するため、短時間の解除だった。治療の状況を確認しながら、行動制限の解除に取り組む。							12日の自傷行為以降、治療を優先しているため、短時間の解除に取り組んだ。治療の状況を確認しながら、行動制限の解除に取り組む。									

県立障害者支援施設における身体拘束の実施状況（拘束種別毎）

拘束種別： やむを得ず、支援者が自分の体で利用者を押さえて行動を制限する

実施月： 令和5年5月の実施状況

拘束時間： 未記入は未実施、A=30分未満、B=30分以上1時間未満、C=1時間以上4時間未満、D=4時間以上8時間未満、E=8時間以上24時間未満、F=24時間

No.	実施日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
1	拘束時間																															
	取組状況	この期間中、他の利用者への干渉や粗暴行為はなく、拘束は実施しなかった。							この期間中、他の利用者への干渉や粗暴行為はなく、拘束は実施しなかった。							この期間中、他の利用者への干渉や粗暴行為はなく、拘束は実施しなかった。							この期間中、他の利用者への干渉や粗暴行為はなく、拘束は実施しなかった。									
2	拘束時間		A		A																											A
	取組状況	粗暴、破壊行為が止まらなかったため、別の職員が切り替えを図るなど対応を行ったが、切り替えができなかった。怪我をする恐れがあったので、ホールディングを実施した。							この期間中、ホールディングは実施していない。「職員の関わり」「対応者を替えて、切り替えを図る」などにより、不安定時でも、拘束に至るような状況には、ならなかった。							この期間中、ホールディングは実施していない。「職員の関わり」「対応者を替えて、切り替えを図る」などにより、不安定時でも、拘束に至るような状況には、ならなかった。							気になる物に向かって行こうとした際に、破壊の危険性があったので、短時間のホールディングを実施した。									
3	拘束時間						A																									
	取組状況	職員への突発的な粗暴が出て、収まらなかったため、ホールディングを実施した。相互理解する関わり方として、言葉のやり取りをすることで、粗暴に至らず、完結することも増えている。							この期間中、他の利用者への干渉や粗暴行為はなく、拘束は実施しなかった。							この期間中、他の利用者への干渉や粗暴行為はなく、拘束は実施しなかった。							この期間中、他の利用者への干渉や粗暴行為はなく、拘束は実施しなかった。									

No.	実施日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	
4	拘束時間																																
	取組状況	この期間のホールディングは、実施していない。不安定時には、「居室へ移動するといった場面の切り替え」や「音楽を提供するといった気分の切り替え」を図り、身体拘束に至らないよう、配慮した支援を行っている。							この期間のホールディングは、実施していない。不安定時には、「居室へ移動するといった場面の切り替え」や「音楽を提供するといった気分の切り替え」を図り、身体拘束に至らないよう、配慮した支援を行っている。							この期間のホールディングは、実施していない。不安定時には、「居室へ移動するといった場面の切り替え」や「音楽を提供するといった気分の切り替え」を図り、身体拘束に至らないよう、配慮した支援を行っている。							この期間のホールディングは、実施していない。不安定時には、「居室へ移動するといった場面の切り替え」や「音楽を提供するといった気分の切り替え」を図り、身体拘束に至らないよう、配慮した支援を行っている。										
5	拘束時間																																
	取組状況	「ひらがなでスケジュールを視覚的に伝える」「事前に次の予定を伝える」「生活環境の整備」など、身体拘束廃止・軽減に向けた取組みを実施している。この期間、ホールディングは実施しなかった。							「ひらがなでスケジュールを視覚的に伝える」「事前に次の予定を伝える」「生活環境の整備」など、身体拘束廃止・軽減に向けた取組みを実施している。この期間、ホールディングは実施していない。							「ひらがなでスケジュールを視覚的に伝える」「事前に次の予定を伝える」「生活環境の整備」など、身体拘束廃止・軽減に向けた取組みを実施している。この期間、ホールディングは実施しなかった。							「ひらがなでスケジュールを視覚的に伝える」「事前に次の予定を伝える」「生活環境の整備」など、身体拘束廃止・軽減に向けた取組みを実施している。この期間、ホールディングは実施しなかった。										
6	拘束時間					A		A							A	A																	
	取組状況	寮内の居室外で過ごしていた時に、他の利用者への粗暴行為があった。居室誘導の間、短時間のホールディングを実施した。他者との良好な関わり方の習得と、職員との信頼関係構築を目指し取組みを継続している。							寮内の居室外で過ごしていた時に、他の利用者への粗暴行為があった。居室誘導の間、短時間のホールディングを実施した。他者との良好な関わり方の習得と、職員との信頼関係構築を目指し取組みを継続している。							この期間、ホールディングは実施していない。他者との良好な関わり方の習得と、職員との信頼関係構築を目指し取組みを継続している。							この期間、ホールディングは実施していない。他者との良好な関わり方の習得と、職員との信頼関係構築を目指し取組みを継続している。										

No.	実施日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	
7	拘束時間													A																			
	取組状況	この期間ホールディングの実施なし。							本人がジュース購入について納得されず興奮状態になり職員に掴みかかり、職員が負傷した。安全のため職員4人で10分ほどホールディングを行った。							この期間ホールディングの実施なし。							この期間ホールディングの実施なし。										

県立障害者支援施設における身体拘束の実施状況（拘束種別毎）

拘束種別： やむを得ず、自分の意思で開けることができない居室等に隔離する

実施月： 令和5年5月の実施状況

拘束時間： 未記入は未実施、A=30分未満、B=30分以上1時間未満、C=1時間以上4時間未満、D=4時間以上8時間未満、E=8時間以上24時間未満、F=24時間

No.	実施日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
1	拘束時間				C																											
	取組状況	破壊行為が止まらず、「職員の関わり」「対応者の変更」など対策を行ったが切り替えが図れず、興奮状態が続いた。本人及び職員の受傷防止のために、居室施錠を実施した。							この期間、居室施錠は実施しなかった。「職員の関わり」「対応者を替えて、切り替えを図る」などにより、不安定時に、居室施錠に至るような状況とはならなかった。							この期間、居室施錠はしていない。「職員の関わり」「対応者を替えて、切り替えを図る」などにより、不安定時に、施錠に至るような状況とはならなかった。							この期間、居室施錠は実施しなかった。「職員の関わり」「対応者を替えて、切り替えを図る」などにより、不安定時に、施錠に至るような状況とはならなかった。									
2	拘束時間																															
	取組状況	粗暴になりそうな場面では、「言葉のやりとり」で、施錠対応に至る状況にはならず、不安定が解消されていた。この期間の居室施錠は、実施していない。							粗暴になりそうな場面では、「言葉のやりとり」で、施錠対応に至る状況にはならず、不安定が解消されていた。この期間の居室施錠は、実施していない。							粗暴に対するホールディングはあるが、「言葉のやりとり」によって切り替わり、施錠対応に至らずに、不安定が解消されていた。この期間の居室施錠は、実施していない。							粗暴になりそうな場面では、「言葉のやりとり」で、施錠対応に至るような状況にならず、不安定が解消されていた。この期間、居室施錠は、実施しなかった。廃止の方向で検討している。									
3	拘束時間																															
	取組状況	この期間居室施錠は実施していない。							この期間居室施錠は実施していない。							この期間居室施錠は実施していない。							この期間居室施錠は実施していない。 3月末に設置した居室ドアのサムターンキーにより本人が自分の意思で施錠・開錠を行うことで安定化が図れていることから、居室施錠廃止の方向で検討していく。									

No.	実施日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
4	拘束時間			C	C						C				C				C	B							A	A				
	取組状況	職員や利用者へ、「掴みかかり」「引っ掻く」という粗暴行為があった。また、居室で排尿する行動が見られた。複数の職員で対応するも、本人の情緒安定につながらない状態が続いている。気持ちの切り替えのため、居室施錠を実施した。								10日は「夜間に眠っている利用者の居室に入る」「職員の顔を引っ掻く」などの行為があった。14日は「利用者の髪の毛を引っ張る」「職員の顔を引っ掻く」という粗暴行為が止まらず、複数の職員で対応するも、本人の情緒安定につながらない状態が続いている。怪我の恐れがあるため、居室施錠を実施した。								18日は「液体石鹼を飲もうとする」「トイレの便器の水を飲もうとする」「靴の中に排尿する」などの行動が止まらなかった。19日は「利用者の頭を叩く」という粗暴行為が止まらず、壁を蹴り、足から出血した。複数の職員で対応するも、本人の情緒安定につながらない状態が続いている。怪我の恐れがあるため、居室施錠を実施した。								26日は「眠っている利用者の居室に入る」「職員から鍵を奪おうとする」「廊下に排尿する」といった行動があった。27日は「自らの肛門に指を入れる」「廊下に排尿する」といった行動のほか、「職員の頭を叩く」といった粗暴行為もあった。複数の職員で対応するも、本人の情緒安定につながらない状態が続いている。怪我の恐れがあるため、居室施錠を実施した。						
5	拘束時間	C	C	C	C	D	D	C	D	D	C	B	A	C	C	D	D	C			C	C	D	D	C	C		C	C	C	C	C
	取組状況	「事前に次の動きを予告する」など、本人が切り替える準備期間を設けることや「生活環境の整備」など、身体拘束廃止・軽減に向けた取組みを実施している。他の利用者に対する粗暴があり、また、本人が施錠してほしいと訴えることがある。その際は、施錠できないことを伝え、なるべく施錠しないようにしている。								「事前に次の動きを予告する」など、本人が切り替える準備期間を設けることや「生活環境の整備」など、身体拘束廃止・軽減に向けた取組みを実施している。他の利用者に対する粗暴があり、また、本人が施錠してほしいと訴えることがある。その際は、施錠できないことを伝え、なるべく施錠しないようにしている。								「事前に次の動きを予告する」など、本人が切り替える準備期間を設けることや「生活環境の整備」など、身体拘束廃止・軽減に向けた取組みを実施している。他の利用者に対する粗暴があり、また、本人が施錠してほしいと訴えることがある。その際は、施錠できないことを伝え、なるべく施錠しないようにしている。								「事前に次の動きを予告する」など、本人が切り替える準備期間を設けることや「生活環境の整備」など、身体拘束廃止・軽減に向けた取組みを実施している。他の利用者に対する粗暴があり、また、本人が施錠してほしいと訴えることがある。その際は、施錠できないことを伝え、なるべく施錠しないようにしている。						

No.	実施日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	
6	拘束時間						A						A	B				B				A											
	取組状況	取組みにより落ち着いており、この期間の居室施錠は、6日のみ。「現物提示による伝え方」「余暇支援」など、身体拘束廃止・軽減に向けた取組みを実施中である。							取組みにより落ち着いており、居室施錠は、12日・13日のみ、短時間実施した。「現物提示による伝え方」「余暇支援」など、身体拘束廃止・軽減に向けた取組みを実施中である。							取組みにより落ち着いており、居室施錠は、17日・20日のみ、短時間実施した。「現物提示による伝え方」「余暇支援」など、身体拘束廃止・軽減に向けた取組みを実施中である。							取組みにより落ち着いており、居室施錠は実施しなかった。「現物提示による伝え方」「余暇支援」など、身体拘束廃止・軽減に向けた取組みを実施中である。										
7	拘束時間	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	
	取組状況	昼食を含めて、活動時間は、他利用者と活動室で過ごし、帰寮しない取組みを継続中である。他の利用者と同室で活動することで、他者との良好な関わり方を習得出来るよう、寮内居室外で過ごす時間を設けている。							昼食を含めて、活動時間は、他利用者と活動室で過ごし、帰寮しない取組みを継続中である。他の利用者と同室で活動することで、他者との良好な関わり方を習得出来るよう、寮内居室外で過ごす時間を設けている。							昼食を含めて、活動時間は、他利用者と活動室で過ごし、帰寮しない取組みを継続中である。他の利用者と同室で活動することで、他者との良好な関わり方を習得出来るよう、寮内居室外で過ごす時間を設けている。							昼食を含めて、活動時間は、他利用者と活動室で過ごし、帰寮しない取組みを継続中である。他の利用者と同室で活動することで、他者との良好な関わり方を習得出来るよう、寮内居室外で過ごす時間を設けている。										
8	拘束時間																																
	取組状況	この期間居室施錠は実施していない。							この期間居室施錠は実施していない。							この期間居室施錠は実施していない。							この期間居室施錠は実施していない。										

No.	実施日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
9	拘束時間			B			A	B												A			B			A	A		B	B		B
	取組状況	年度変わりの周囲の環境変化と、服薬変更が重なり、不調になることが多かった。早めの頓服薬の服用と「経験を積む」「嫌な気持ちを共有する」「日常的に職員と関わる」等によって、気持ちの安定を図る取組みを、継続していく。							この期間居室施錠は実施していない。							イレギュラーな日課等により、不調になることがあった。「経験を積む」「嫌な気持ちを共有する」「日常的に職員と関わる」等によって、気持ちの安定を図る取組みを、継続していく。							イレギュラーな日課等により、不調になることがあった。「経験を積む」「嫌な気持ちを共有する」「日常的に職員と関わる」等によって、気持ちの安定を図る取組みを、継続していく。									
10	拘束時間	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E	E
	取組状況	日中開錠時、他の利用者に向かって行く事がある。自立課題は、職員が見守り対応の上、開錠した居室で取り組んでいる。食事中は、開錠している。							日中開錠時、他の利用者に向かって行く事がある。自立課題は、職員が見守り対応の上、開錠した居室で取り組んでいる。食事中は、開錠している。							日中開錠時、他の利用者に向かって行く事がある。自立課題は、職員が見守り対応の上、開錠した居室で取り組んでいる。食事中は、開錠している。							日中開錠時、他の利用者に向かって行く事がある。自立課題は、職員が見守り対応の上、開錠した居室で取り組んでいる。食事中は、開錠している。									
11	拘束時間	E	D	E	E	D	D	C	D	D	C	E	E	E	D	D	D	E	D	D	C	C	D	D	C	C	B	C		B		
	取組状況	職員が対応できない時のみ、施錠している。ご本人の好きなテレビ番組を見たり、他の利用者との交流ができるよう、職員が見守りを行っている。							一時的に活動性が高くなった時に、対応が困難な場合は施錠しているが、できる限り、ご本人の好きなテレビ番組を見たり、他の利用者との交流ができるよう、職員が見守りを行っている。							職員が対応できない時のみ、施錠している。ご本人の好きなテレビ番組を見たり、他の利用者との交流ができるよう、職員が見守りを行っている。							職員が対応できない時のみ、施錠している。ご本人の好きなテレビ番組を見たり、他の利用者との交流ができるよう、職員が見守りを行っている。3日間は居室施錠することなく過ごすことが出来た。									

県立障害者支援施設における身体拘束の実施状況（拘束種別毎）

拘束種別： やむを得ず、自分で降りられないようにベッド柵（サイドレール）を使用する

実施月： 令和5年5月の実施状況

拘束時間： 未記入は未実施、A=30分未満、B=30分以上1時間未満、C=1時間以上4時間未満、D=4時間以上8時間未満、E=8時間以上24時間未満、F=24時間

No.	実施日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
	拘束時間	E	E	E	E	E	E	E	E																							
1	取組状況	見守り強化をすることで、日中の静養時はベッド柵を撤去して休んでいる。 夜間帯については、身体拘束の解除に向けた検討を続けている。							5月9日の園内会議において、夜間のベッド柵を、2点から1点に減らして様子を見ることとした。特に問題なく過ごすことができている。							見守り強化をすることにより、日中のベッド柵を撤去している。夜間帯については、ベッド柵1点で、問題なく過ごしている。							ベッド柵1点でも問題なく過ごしていることから、5月30日の身体拘束廃止検討会議において身体拘束の解除を決定した。									

県立障害者支援施設における身体拘束の実施状況（拘束種別毎）

拘束種別： やむを得ず行う、その他身体拘束に当たる行為（車いすテーブル等）

実施月： 令和5年5月の実施状況

拘束時間： 未記入は未実施、A=30分未満、B=30分以上1時間未満、C=1時間以上4時間未満、D=4時間以上8時間未満、E=8時間以上24時間未満、F=24時間

No.	実施日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
	拘束時間	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	D	C	C	D	D	D	D	D	D	D	D	D	C	D
1	取組状況	職員が見守る中、車いすベルトを解除すると、「ずり落ち」や「体を跳ね上げる」などの動きがある。その時は、すぐに対応できるよう、配慮している。解除中、過剰に移動することでバランスを崩し、落下により骨折するなど大けがとなる危険性があるため、短時間の解除を重ねながら、軽減に取り組む。							職員が見守る中、車いすベルトを解除することで、「ずり落ち」や「体を跳ね上げる」などの動きがある。その時は、すぐに対応できるよう、配慮している。解除中、過剰に移動することでバランスを崩し、落下により骨折するなど大けがとなる危険性があるため、短時間の解除を重ねながら、軽減に取り組む。							車いすベルト解除中、車いすの下方に移動し、体勢が保持できず落下しそうになった。職員見守りのうえ、車いすベルトの解除に取り組む。							車いす使用中、体を下方に移動し、座位を保持できずに、車いすから落ちそうになる。落下によって骨折などの大けがとなる危険性があるため、職員が見守りを行いながら、車いすベルトの解除に取り組む。									